

4-（3）国が認定する第三者機関による運輸安全マネジメント評価の受審

【申請案内 P.68】

問1. 国が認定する第三者機関とは何か。

答1. 申請案内 P.68 において記載がありますが、最新の情報は国土交通省のホームページを確認してください。

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03management/thirdparty.html>

※国土交通省が行う運輸安全マネジメント評価は対象外です。

問2. 外部研修の「運輸安全マネジメントセミナー」の受講はこの項目で対象となるか。

答2. 対象となりません。

「運輸安全マネジメントセミナー」は、グループ1-（2）で評価する内容となります